平成２３年（フ）第６４０号
大阪市西成区津守３丁目４番20号
破産者　増野　哲春
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３８９号
大阪府羽曳野市西浦１丁目２番11号　ときわビル404号、開始決定時の住所大阪府門真市江端町８番６―606号
破産者　増田　　智
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４５２号
大阪市旭区新森４丁目15番８号、前住所大阪府交野市星田２丁目13番２号
破産者　吉村　洋子
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６６３号
大阪市城東区野江１丁目10番19―406号
破産者　青木　春雄
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６８９号
大阪市西淀川区歌島３丁目８番４―511号
破産者　田中　修三
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２８１号
奈良県香芝市磯壁４丁目200－１パールシティふたかみ108号、開始決定時奈良県香芝市関屋北７丁目21番15号
破産者　松岡　光徳
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４４２号
奈良市北登美ヶ丘３丁目５番11号
破産者　奥村　行男
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０３２号
奈良県生駒郡三郷町三室２丁目４番17号
破産者　木山　貴史
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８７６号
大阪府豊中市長興寺北３丁目10番17―201号
破産者　美木　莉映
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８５８号
大阪府八尾市渋川町４丁目２番23号、住民票上の住所大阪市東住吉区駒川４丁目８番11号
破産者　橋本　義郎
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０２５号
大阪市鶴見区今津南１丁目６番19―502号
破産者　山口　幸子
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０５７号
大阪府大東市諸福５－２―58コスモス21 303号、開始決定時大阪府大東市諸福５丁目５番37号
破産者　神田　　明
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１３０号
大阪市東成区玉津１丁目１番８号
破産者　若村　幸枝
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８２号
広島市安佐北区安佐町大字飯室6881番地の11
破産者　淺利　　誠
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３号
大分県日田市亀山町５番27号
破産者　西　常一郎
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１９号
青森県八戸市大字豊崎町字桜沢13番地１、前住所青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山２番地208
破産者　杉山　　透
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
千葉県東金市油井1046番地３　丘山団地21号
破産者　細川　淳子
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５５０号
神奈川県藤沢市下土棚1977番地
破産者　下野　清人
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部